

3 文庁第 9 5 0 号
令和 3 年諮問第 8 0 号

文 化 審 議 会

次の事項について、別紙理由を添えて諮問します。

これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について

令和 3 年 8 月 1 6 日

文 部 科 学 大 臣 萩 生 田 光 一

(理由)

我が国の博物館は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する多種多様な資料の収集・保管、展示・教育、調査研究という活動を通じて、今を生きる世代の様々な学びと文化芸術の振興に貢献するとともに、貴重な資料の価値を発見し、高め、後の世代へと受け継いでいくという社会的責任を果たしてきました。

このような博物館の基本的な使命の重要性は、これからも変わるものではありませんが、同時に、博物館に求められる役割に対する期待は、近年ますます拡大し、また、多様化・高度化しています。我が国のみならず、世界的な潮流として、文化観光の振興やまちづくり・地域振興、国際的な交流、社会的包摂、産業の振興、環境保護など、様々な社会的・地域的課題への貢献が求められています。

これからの博物館が、求められる役割を果たし、国民生活により身近で欠かせない存在となることで、その社会的価値に対する支援が充実し、更に新たな課題へと対応するための基盤となっていくという好循環を形成する必要があります。

博物館が、その基本的使命を確実に果たしながら、社会から新たに求められる役割を認識し、対応していくためには、その活動と経営を改善し、向上させ続けていくことが不可欠です。このような各館の努力を支援し、促進していくために、これからの博物館制度の在り方について、包括的な検討を行うことが必要と考えます。

他方で、戦後、全国に博物館を増加させるために制定された博物館法に基づく登録制度は、制定から約70年が経過し、実態との乖離が指摘されています。

具体的には、学芸員の配置の有無や年間の開館日数などの外形的な審査基準は、基礎的な博物館活動の基準を示すものではありませんが、事業内容と経営の質の向上にほとんど貢献できていないと考えられます。また、登録の対象を地方公共団体と一般社団・財団法人に限定していることで、国立（独立行政法人立）や地方独立行政法人立、民間企業立等の近年の博物館の設置者の多様化に対応できていません。

また、ひとつの館では対応しきれないような様々な課題に対しては、館種や設置者の枠を超えて複数の館が連携・協力することを促進していく必要があります。特に、分野ごとのナショナル・センターとしての国立の博物館については、その役割を明確化する必要があります。

以上のような問題意識の下、これからの時代に博物館に求められる役割を果たしていくため、その活動と経営の改善・向上を促進するという視点から、博物館登録制度の在り方を中心に、御審議をお願いいたします。

文化審議会博物館部会

第1期（2019年度）

- 第1回 11/8 総論 博物館制度に関する検討の論点
- 第2回 12/9 地方博物館 地方博物館の現状と支援
- 第3回 1/17 学芸員制度① 学芸員養成制度の現状と課題

第2期（2020年度）

- 第1回 6/26 コロナ禍における博物館の現状や対策
- 第2回 7/28 ポストコロナの時代における博物館振興の在り方
- 第3回 9/3 学芸員制度② 学芸員等に対する研修の現状と課題
- 第4回 11/5 学芸員制度③ 博物館に求められる現代的課題とその実行体制
- 第5回 1/13 博物館の現代的課題に対応した法制度の在り方
- 第6回（持ち回り）法制度WGの設置

法制度の在り方に関するWG

- 第1回 2/9 制度の方向性と主要な論点①
- 第2回 2/24 制度の方向性と主要な論点②
- 第3回 3/5 制度の方向性と主要な論点③

第7回 3/24 これからの博物館に求められる役割／WG中間報告

- 第4回 4/13 制度の方向性と主要な論点④
- 第5回 5/14 制度の方向性と主要な論点⑤

第3期（2021年度）

- 第1回 5/28 これからの博物館法制度の在り方①
→ 7/30 審議経過報告 → 文部科学大臣からの諮問

- 第6回 8/5 関係団体へのヒアリング①
- 第7回 8/11 関係団体へのヒアリング②
- 第8回 9/7 ヒアリングを踏まえた検討①

第2回 9/21（本日）これからの博物館法制度の在り方②

第6回 8月5日 関係団体へのヒアリング①

- ・ 全国美術館会議
- ・ 日本動物園水族館協会
- ・ 日本水族館協会
- ・ 日本植物園協会
- ・ 日本プラネタリウム協議会
- ・ 全国歴史民俗系博物館協議会

第7回 8月11日 関係団体へのヒアリング②

- ・ 全国科学博物館協議会
- ・ 全国科学館連携協議会
- ・ 日本公開天文台協会
- ・ 全国昆虫施設連絡協議会
- ・ 全国文学館協議会
- ・ 日本博物館協会

第9回 9月7日 ヒアリングを踏まえた検討①

○ 非営利性／公益性について

- 株式会社を設置主体と認めるには、公益法人制度がある現状からして十分な整理と論議が必要。実態把握のためには各種の設置主体、運営主体からのヒアリングを十分に行い、そのうえでの制度設計が必要。(一方で設置主体に関わりなく登録(認証)の資格に認めてもいいとの意見も)(全国美術館会議)
- 非営利であれ、営利であれ、その運営法人の形態にかかわらず、博物館として肝心な部分は施設の運営・経営に対する姿勢と目的意識の有無ではないかと考えています。営利・非営利の問題よりも大切なのは、施設として、博物館として明確で公平で正しい基準を作り、その基準を満たす事で認められた博物館に対して、財政を含めた様々な支援を可能とする法整備と、その周知により各施設が博物館となることを目指す意義付けができるかどうかではないかと考えます。(日本水族館協会)
- 博物館法として、客観的に施設の機能・質を評価するものであることが望ましいと考えます。その施設を運営・経営する法人に対する審査(財務的、様々な分野でのコンプライアンスなど)は当然必要と考えますが、法人の形態が審査の最初の分岐になってしまえば、今後の博物館という施設の発展を妨げるものになるのではないのでしょうか。民間に対しての公益性に対する審査というよりも、明確にして公平な基準を設け、その基準を満たす事で博物館として認められ、一定の支援を受ける資格が有るということを明確にし、全国の施設に周知することが必要ではないのでしょうか。(日本水族館協会)

○ 個別の館種について規定すべき

- 現行の博物館法は直接、動物園、水族館に言及していない。第2条第1項で「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む)し、展示して～」との文面から、育成→生きものを扱う→動物園、水族館、植物園も含まれる、と解釈できる。国民に動物園、水族館も博物館の一種であることを理解してもらうために、法に動物園、水族館の文言を入れていただきたい。(日本動物園水族館協会)
- 昆虫展示は、歴史的にも博物学のなかで重要であるにも関わらず、名称も含め、法令上での位置づけが十分とは言えない。(全国昆虫施設連絡協議会)
- 「美術」と「文学」では相違点が多く、既にできている「文化遺産オンライン」の内容の再検討も含め、今後の検討とともに、「文学資料」も一つの文化遺産として扱われることを望みます。博物館法内で文学館を博物館の一類型として認知・明文化していただきたいというのが、今回の協議会からの第一の要望です。「基本的機能」の項目に、「展示」が記載されていたほうがいいのではないのでしょうか。(全国文学館協議会)

○ 館種の多様性への配慮

- 博物館美術館の多様化（館種、規模、指定管理等の運営形態）に対応できるものにする。（全国美術館会議）
- 植物園は多様であり、その内容を一つの定義によって一律に括る事は、植物園の多方面にわたる貢献や活動を制約するおそれがある(日本植物園協会 2008)。このような多様性を尊重しつつ、共通する社会的役割を果たすことができるような新しい博物館法の枠組みが必要である。（日本植物園協会）
- 特に位置づけが不安定な状況を改善するために、博物館未満の状況の施設も多いプラネタリウム施設に関して、地域の自然科学分野の社会教育活動の拠点としての位置づけを与えるような法制度であることが望ましく考えます。（日本プラネタリウム協議会）
- 博物館が有している多様性や個性を尊重し、それぞれの活動の質を担保して全体としての水準を向上させようという趣旨に基づけば、審査の結果として「○か×か」という一次元的な「登録 認証」ではなく、評価の軸を多様化し、それぞれの評価軸に基づき「登録（認証）」も多様な在り方を検討することも選択肢に入れるべきと考える。例えば、多様な審査基準・項目（従来の外形的な基準に加え、また 調査研究、資料保存、展示、教育普及など基幹的な業務に係る項目はもとより、バリアフリー対応、外国語対応、地域貢献度、オンラインでの情報発信、災害対応、飲食の場の提供、etc.についてポイント制（わかりやすく言えば「星〇個」というようなもの）で表現し、それを公開するような仕組みも考えられる。各分野で一定基準に達したものを「〇〇分野における認証博物館」などとすることも可能ではないか。（全国歴史民俗系博物館協議会）
- 館種について、以前のICOM 博物館定義では、科学センターやプラネタリウム等も含まれることが明記されており、当然、認証制度の検討にあたっては、それらを含む方向で議論をお願いしたい。（全国科学博物館協議会）
- 公開天文台も法制度上の博物館としての位置づけがしっかりと行われ、施設と専門解説員の社会的地位が確立されることを望んでいる。公開天文台においても設置者、設置形態、運営形式、規模などが様々だが、このような多様性を持つ各施設も博物館法に包含され得るような法制度を期待する。（日本公開天文台協会）

○ 審査の負担、小規模館への配慮

- 「審査と登録を通じて各館が自らの活動と経営を改善・向上していくことを促進し、選別や序列化ではなく『底上げ』と『盛り立て』を行うことにより、博物館の発展に寄与する」という方向性そのものは評価できるが、現実には審査を受けるために、現在の大学評価の現場で陥っている「評価のための業務」の増大に類する事態を招く危険性もある。マンパワーに乏しい中小館などは、審査と登録を受けるためのペーパーワークに忙殺される事態を招くことも危惧される（大規模館にしたところで、新しい業務に振り向けられる人的余裕は決して豊かではない）。（全国歴史民俗系博物館協議会）
- 科学系の博物館でも専門職員が1名のみという小規模で、しかし活発に活動されている博物館もある。それら小規模館についても取り残さない制度設計が必要。小規模館が登録（認証）を得るため、国レベル、あるいは近隣の中核館あるいは類似館種の中核館や博物館関係機関がサポートできる体制の整備についても検討いただきたい。（全国科学博物館協議会）
- 一定の基準を満たす施設を認証していくことは、望ましい施設の在り方を明示することになるが、施設の運営規模などが小さく認証から漏れる施設であっても、重要な「標本」を保管している場合がある。園館の登録とはならずとも、標本の登録制度を設けるなど、貴重な標本をどのように保管していくかについても検討すべきである。（全国昆虫施設連絡協議会）
- 小規模な施設がその大多数を占める文学館にとって、認証制度への移行は手続きに係る負担の増大を招くのではないかと懸念が示されました。10年に一度という期間であっても、公益財団法人の審査等、既に継続して受けている別の審査との両立を通常業務と並行しながら行うことを想定すると、不安が残ります。当協議会の加盟館をみても、その規模はさまざまで、個人で運営している文学館もあります。予算や人材の違いを数字上の判断に依って不公平な扱いがなされないことを望みます。小規模館が多いことから、法改正にあたって、大規模・中規模・小規模といった分類を設けることが必要ではないでしょうか。（全国文学館協議会）

○ 入館者数について

- 入館者数を絶対的指標とする評価基準から脱し、博物館施設としての基準を守るための抑止力、また本来行うべきサービスを維持する基礎となる博物館法であり、その支援の仕組みであることが望ましいと考えます。（日本水族館協会）
- 審査基準の中に、利用者数が入らないことを要望します。（全国文学館協議会）

○ その他の審査基準への意見

- 正規雇用の学芸員の数的目安を掲げる。法の条文ではなく、審査基準に含ませることも可とする。（現行は正規非正規の記載なく数も一人いればいいと読めて明らかにされていない）（全国美術館会議）
- 博物館法の中で基本となる基準を国が設定し、自治体ごとに必要とされる追加要綱を入れることができるとする方が、より現状に即した形となり統一性のある審査基準や質を保てるのではないのでしょうか。（日本水族館協会）
- 独立した土地建物を持たなければいけないという現行の基準は、他施設の一部となっていることが多いプラネタリウムにはなじみません。施設単位だけでなく、より小さな部門単位の認証制度があるとよいと考えます。それは、先に述べたように施設全体とプラネタリウムの役割の方向性が違うこともあるからです。現状の登録や相当までいなくても、施設一部だけでもなんらかの認証ができる方策がのぞましいと考えます。（日本プラネタリウム協議会）
- 資料に関連して、プラネタリウムはその専門性を担保するのはプラネタリウム機器であり、それを演示したり、プログラム作成をすることに大きな力をさいています。いうならば、無形の知財が財産であり、資料です。こうした制作活動の実績（シナリオ、研究報告、番組プログラムのソフトそのものなど）を、郷土資料館などの資料と同等に認証の際の基準にしてもらいたい。（日本プラネタリウム協議会）
- 科学実験装置などの展示装置は、消耗し、廃棄し、代替わりします。プラネタリウムもシミュレーターであり一種の科学実験（シミュレーション）を行う展示装置です。これらをどう資料の枠組みにいれるのかを検討していただきたい。動物園の動物も同様であり、類似の検討が必要と考えます。（日本プラネタリウム協議会）
- 現在の外形的な基準審査（学芸員の有無、年間の開館日数、施設の面積等）では、博物館としての機能や活動の質を十分に問うことはできず、博物学や動物学に寄与する上でも、どのような標本が蒐集されているかを把握することは重要である。さらに、このような標本の把握を促すためにも、収集標本の分野を明示することは重要であり、例えば、（昆虫学）のように明示し、来館者や組織内において園館の位置づけが明確となることも一つの方策と考えられる。（全国昆虫施設連絡協議会）
- 園館の登録や認定に、学芸員の必置を明記することは、資格のプレゼンスを向上させることにつながることも考えられるが、現実の業務や人員配置とはそぐわない部分があり、大学等での養成と採用とは別に、実務経験者の認定制度をさらに充実させていくことも重要である。（全国昆虫施設連絡協議会）

○ 第三者組織の在り方

- 今回の報告で、新たな登録制度に必要とされた「第三者組織」は、今後、制度の根幹とされる、日本の博物館の「底上げ」と「盛り立て」を進める上でも重要な役割を期待されているが、その機能と組織形態の在り方については、さまざまな視点からの考察と、シミュレーション等の実施を含めた検討が不可欠である。今後、検討に必要な情報収集・整理とともに基本的方向案を作成するための調査研究を、早急に実施する必要があると考える。想定される第三者組織の機能や期待される役割は、日本博物館協会が90年以上取組んできた諸事業との共通点も多いが、実際の運営面では財源の確保等現実的課題も想定される。今後、第三者組織の在り方の検討に際しては、制度上必要な基本機能の確保に向けて、運営組織の基盤等、実現可能な項目から具体の検討を進める必要があると考える。(日本博物館協会)
- 審査を地方自治体に降ろすと、多様な館種の内容に踏み込んで審査できる人材の確保は到底おぼつかない。(全国美術館会議)
- 専門性が広範にわたる様々な博物館を調査・指導という事では第三者組織の必要性は明らかですが、ここでも博物館としての基幹部分と多様性のある専門部分の対応分担は必要であると考えます。第三者組織は登録認定などの審査を行うことがその使命ではなく、中立的・客観的な調査機関として施設を調査・評価し、博物館として高い水準を保つための指導と支援を行う組織であってほしいと希望します。(日本水族館協会)
- 国立博物館の人文系あるいは自然史系博物館の基準に照らすと、プラネタリウムは審査できないと思われます。そこで専門人材がほしいところです。国立科学博物館にプラネタリウムがないので、文化庁内にプラネタリウムや公開天文台などの審査担当者を置くか、あるいは有力施設に国の予算で加配の形でリサーチや審査担当者を置き、実態を知らながら審査やプラネタリウムの連携活動を行うといった方法が考えられます。(日本プラネタリウム協議会)
- 第三者組織は、審査基準・審査項目の設定や運用基準についての専門性の担保のためにのみ関与を行い、実務としての審査は引き続き国及び都道府県・指定都市が担うことが適切であると考えます。(全国歴史民俗系博物館協議会)
- 審査にあたっては、設置主体や運営形式等にかかわらず、活動内容で評価されることが必要である。既存の関係団体・組織(例えばJAPOS)が、審査基準の作成に寄与することは可能と考える(むしろ適切)。審査主体としてJAPOSが直接関わることは利害関係、透明性等の観点から適切ではないが、審査のための第三者組織の専門家を推薦することは可能と考える。(日本公開天文台協会)

○ 更新制の導入について

- 「更新の期間については、10年程度を想定する」とあるが、JAZAも当面10年程度を想定している。しかし、WAZA加盟協会の多くは5年程度を推奨しており、認証制度に習熟した段階で更新期間を短くする方向での見直しが必要と考えている。(日本動物園水族館協会)
- 10年に一度程度の更新という点に関しても、教員免許の更新制度が、結局は廃止の方向に向かっていることも念頭に置く必要があるだろう。(全国歴史民俗系博物館協議会)

○ 科研費における研究機関指定

- 調査研究機関としての公的な指定（科学研究費の取得資格と設置主体側の認知のため）「博物館の在り方」と重複するが、調査研究の推進のため学芸員が科研費の対象となれるよう美術館を科研費取得可の施設として指定する。申請手続きの簡略化が望まれる。博物館用の科研費枠を設定すべきとの意見もある。（全国美術館会議）

○ 希少種の移重要動・飼育関係

- 希少種保全に関わる動物移動に伴う許可関係書類手続きの簡素化を望む。（登録園館間の動物移動は届け出だけで良いなど）（日本動物園水族館協会）
- 希少種の飼育等の関わる手続き等の簡素化、海外の昆虫輸入・飼育許可関係書類手続きの簡素化（全国昆虫施設連絡協議会）

○ その他の意見

- 経営基盤を充実させていく好循環を作り出す環境とその推進力が重要。その基盤を積極的に利用し、必要な支援を享受するためには、基準や規定に準じてそれをクリアして行くことで、より良い支援を受けることが可能となり、その周知を進める事で博物館法とその法に基づく登録や認証を受けるための意義付けにもなるのではないか。全ての施設に同様のインセンティブを一律に与えるのではなく、その質や活動とその規模等により段階的に変化しても良いのではないか。各施設が質を上げていくための支援についても別途設定することにより、段階的に全体の底上げが図れるようにすることも大切。（日本水族館協会）
- 従来の外形的な基準に加え、調査研究、資料保存、展示、教育普及など基幹的な業務に係る項目はもとより、バリアフリー対応、外国語対応、地域貢献度、オンラインでの情報発信、災害対応、飲食の場の提供、etc.についてポイント制（わかりやすく言えば「星〇個」というようなもの）で表現し、それを公開するような仕組みも考えられる。各分野で一定基準に達したものを「〇〇分野における認証博物館」などとすることも可能では。また、このような情報を国が強力で広報することにより、各博物館の個性的な活動や強みを国民に発信することができる。（全国歴史民俗系博物館協議会）
- 学校教育機関と同様の「著作権の教育機関特例」の適用を要望する。税制上の優遇においては、民間所有の博物館における固定資産税の非課税措置等を要望する。（日本公開天文台協会）
- 昆虫の保全活動等に対する寄付等の税制上の優遇措置の充実（全国昆虫施設連絡協議会）

○ ネットワークの形成

- 自然史を扱う館種として、生きた生物を扱う植物園をはじめ自然史系博物館とのネットワーク構築を進めたい。さらには動物とかかわる民俗、絵画、文学当の広い分野での連携も進めるべきと考える。新しい博物館法によるサポートを期待する。(日本動物園水族館協会)
- 博物館に就労する人材、学芸員や技術者などが、その専門知識や技能をさらに高め、新しい技術や資格を身に付けるためには、その学習のために不在となる期間の日常的な業務のバックアップができる人材とその人材を確保するための財源が必要となることを無視することはできません。この部分に対する支援策無しに、単に現場に対して新しい機会を創出・提供しても、結局その機会を享受できる者は限定的となり、博物館業界全体の質の向上には寄与しないものとなります。この為にも、業界全体で縦横に繋がり、連携して動くことのできる機能的なネットワークと人材プール及び、その仕組みを支える財源が必要となります。(日本水族館協会)
- 博物館のネットワーク化の観点から、博物館設置者の法人類型緩和に伴い登録(認証)博物館が集積するエリアが出来る場合、これらの博物館が連携して実施する賑わいづくりなどの事業に対する支援を検討してほしい。(全国歴史民俗系博物館協議会)
- 博物館は館種も多様であることから、ネットワークは都道府県だけではなく、より重層的なものが必要であり、各地各館の多様性を生かしつつも、Nation Wide の視点が必要であろう。様々な専門分野の専門職員が各地の博物館に散在していることなどの状況にあり、ネットワークによりコレクションの同定・整理の推進や、博物館専門職員の知識・技術の習得、深化などが期待される。(全国科学博物館協議会)
- ネットワークの形成による振興について記されているが、既存の団体・ネットワーク(各地域の博物館協会、JAPOS のような特定館種による団体など)との差異が判然としなかった。どのようなネットワークをイメージすればよいか? 既存の団体・ネットワークの活用であれば、それらのネットワーク(団体)への財政等の支援措置が必要と思われる。(日本公開天文台協会)

○ デジタル技術の活用

- 現代的課題（観光、国際交流、地域振興・まちづくり、社会的包摂・福祉、デジタル化等）：動物園水族館は生きた動物の魅力を生身近に伝える施設である。デジタル技術を応用したバーチャルなものはあくまで生の魅力を伝えるための補助的なものとする。主体はあくまで生きている動物で、その周辺情報の提供や、施設利用の利便性向上にデジタル技術を応用したい。（日本動物園水族館協会）
- 本来、水族館等生物を飼育展示する施設は、「リアル」の展示がベースの施設であることに今後も変わり無く、また、利用者もそれを望んでいるものと確信しています。それを踏まえて、今後、どのような形でデジタルとリアルのハイブリッドを駆使して行くのかは、新たな技術の進歩に期待するところも大きく、新しい展示の為に技術の発展を積極的に模索していくことが肝心だと考えています。（日本水族館協会）
- 「デジタル・アーカイブ」の構築、それを多くの人に届けることの大切さがうたわれていますが、予算措置、公開の責務、教育への貢献など、その詳細については問題が残っています。（全国文学館協議会）

○ その他の意見

- 調査研究やコレクションの管理など博物館の基本的な機能に対する支援が必要。（全国歴史民俗系博物館協議会）
- 従来の博物館法の制度下で実際に博物館として活動している植物園に対しては、新しい制度下でもそのことが設置者、管理者、利用者一般公衆それぞれに認識・理解されるような制度を期待する。（日本植物園協会）
- 現在、希少動物種の飼育や保全を行っている動物園等を認証する制度が環境省にあるが、博物館法においても積極的な「保全」に取り組んだ場合にその評価を行う制度が重要であり、保全活動資金を募る活動へも役立つ可能性がある。これらの保全活動とその活動の教育的意味は重要であり、結果として社会への貢献度が増すとも考えられる。（全国昆虫施設連絡協議会）
- 指定管理者制度に関する課題が多数寄せられたことを付記する。（日本公開天文台協会）
- 文学館が博物館の一類型として認知されてこなかったためか、他の分野の施設に比して利用できる助成制度が少なく、改善を望みます。文学館が資料として扱うその中心となる近代以降の紙資料は、劣化対策が急務である酸性紙であり、その保存・収集・公開を行う施設である文学館が果たす役割について広く認知されることとともに、作家の直筆原稿などの近代文学資料の中でも特に貴重なものについては、「文化財」に匹敵する登録制度を定められることを望みます。（全国文学館協議会）

(定義)

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

<方向性>

- 博物館の目的として定義されている3つの要素（収集・保管、展示・教育、調査・研究）は、「審議経過報告」における「基本的使命」とほぼ同義であり、引き続き規定する。
- 博物館資料に関する定義について、より包括的なものとすべき。
- 今や全体の8割を占める「登録されない博物館」についても検討する必要。
- 設置主体による限定については、拡大又は削除（法人格をもつ設置者すべてが対象）。
- 公益性／非営利性の担保については、審査基準において行うことを検討。
- 設置主体の拡大に伴い、「国立」に関する規定が必要か。

（博物館の基本的使命と今後必要とされる機能、求められる役割）

○ これまでの議論を踏まえると、博物館の基本的使命と今後ますます博物館に必要とされる機能は、以下の通り整理される。

<基本的使命>

- ・ 自然と、人類の文化芸術の保存、資料の保護と文化芸術の継承・創造
- ・ 調査研究に基づく情報発信
- ・ 環境・世界の理解促進、生涯学習・社会教育の拠点

<今後必要とされる機能>

- ・ 交流・対話の場
- ・ 市民による創造的活動の促進と支援
- ・ 持続可能な未来について対話・学習する機会の提供
- ・ 健康・幸福、生活の質への貢献
- ・ 社会的包摂・社会統合への寄与
- ・ 地域の創生、活性化への貢献
- ・ その他の地域社会における社会的課題への対応

- これらを集約し、これからの博物館に求められる役割として、次の5つの方向性を見出すことができる。

① 「まもり、うけつぐ」 資料の保護と文化の保存・継承

博物館は、自然と人類に関する有形・無形の文化を資料として収集し、損失リスクから確実に守る。調査研究によって資料の価値を見出し、地域や社会から収集し、資料の価値を高め、これらを系統的に展示し、あるいは情報化して発信することによって、過去から現在、未来へ継承する。

② 「わかちあう」 文化の共有

博物館は、発信する情報を人びとと共有し、共感と共通理解を醸成することで、持続可能な地球環境の維持、創造的で活力ある社会づくり、人びとの健康で心豊かな生活に貢献する。

③ 「はぐくむ」 未来世代への引継ぎ

博物館は、生涯学習・社会教育の拠点として多世代の人びとをつなぎ、学びを提供するとともに、現在と未来に生きる世代を育くむ。

④ 「むきあう」 社会や地域の課題への対応

博物館は、幅広い文化活動をはじめ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他の関連分野・関係機関と有機的に連携し、社会や地域における様々な課題に向き合う。

⑤ 「いとなむ」 持続可能な経営

博物館は、人的、物的、財源的な基盤を確保し、安定した経営を行うことによって持続して公益の増進を図る。また、使命の達成をめざし、評価・検証することにより改善し、価値を最大化させる。

(博物館の事業)

第3条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- 三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- 四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- 六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- 七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
- 九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
- 十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

<方向性>

- 基本的使命（収集・保管、展示・教育、調査・研究）を発揮した上で取り組むこととなる「今後必要とされる機能」（社会的・地域的課題への対応）について規定。
- 博物館ネットワークの形成と、連携による事業について規定。

(登録要件の審査)

第12条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

- 一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 四 一年を通じて百五十日以上開館すること。



<方向性>

- 新しい審査項目は、『博物館の登録制度の在り方に関する調査研究報告書』（2017年日本博物館協会）で提示された基準をもとに検討。
- 館種等による特殊性や、ネットワークによる相補関係も考慮すべきか。

<新しい登録審査の項目のイメージ>

- ① 設置・経営（現行法における開館日数に関する規定（第4号）を含む）
- ② 資料（現行法でも規定（第1号））
- ③ 調査研究
- ④ 展示・教育
- ⑤ 職員（現行法でも規定（第2号））
- ⑥ 施設・設備（現行法でも規定（第3号））
- ⑦ 連携・協力

1 設置

1.1 設置根拠及び永続性、公共性の明示

法令、寄付行為、定款などにおいて館の設置根拠が明確で、事業を永続的かつ公共的に実施することが明示されていること

1.2 施設の整備と運営資金の確保

博物館が設置根拠に基づいて運営できるよう、設置者によって土地、建物、設備などが整備され、運営に必要な資金が確保されていること

2 経営

2.1 使命の明確化

博物館の使命(設置目的や基本理念)が明確にされるとともに、公にされていること

2.2 経営目標と評価

使命に基づく中長期的な目標が作成されていること

2.3 経営の透明性

収支決算等を公表し、必要な情報を公開する仕組み有し、経営状況の透明性が確保されていること

2.4 法令・倫理の遵守

博物館組織・博物館職員として遵守すべき法令・条約や倫理規程が把握され、周知されていること

2.5 利用条件

・博物館の公開制を実現するため、1年を通じて原則150日以上開館されていること

・開館日・開館時間の設定に当たっては、利用者の要請、地域の実情、資料の特性、展示の更新所要日数等を勘案し、利用の利便が図られていること

3 資料

3.1 資料の保有

博物館の使命を達成するために必要な博物館資料が収集され、保有され、永続的に保全する体制が整備されていること

3.2 収集

資料の収集方針が策定され、体系的に資料が収集されていること

3.3 資料管理・活用

資料受入の手続きが行われ、資料の記録が整備され、収蔵資料と資料に関する情報を活用できる仕組みを有すること

4 調査研究

4.1 方針

博物館の方針に則り、調査研究の方針が策定されていること

4.2 成果の公開と還元

調査研究の成果が、展示や教育普及活動等を通じて利用者に還元さ

れていること

5 展示

5.1 方針・計画

所蔵資料による展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵資料や借用資料に展示が行われていること

5.2 展示の信頼性

調査研究に基づく資料を用いて展示されていること

6 教育普及

6.1 方針・計画

博物館の方針に則り、体系的に教育普及活動が実施されていること

6.2 学習支援

問い合わせに適切に対応がなされており、さまざまな方法により利用者の自発的な学習が支援されていること

7 職員

7.1 館長

館長または館長に相当する責任者が置かれ、博物館運営が統括されていること

7.2 学芸員

事業の実施に必要な学芸員(専門的職員)が配置されていること

7.3 事務系・技術系等の職員

事業の実施に必要な人員体制が確保されていること

7.4 職員の研修

研修等の実施や参加により、職員の技能・知識の向上が図られていること

8 施設設備

8.1 施設・整備の整備

博物館の設置目的を達成するため、必要な施設及び設備が備わっていること

8.2 安全な施設管理

公共的施設として安全に利用できるよう、定期点検が行われ、災害時に、来館者と職員、資料への安全を配慮し、計画を策定すること

8.3 快適性・利便性の向上

多様な利用者の立場に立って、施設の快適性・利便性の向上が図られていること

9 連携協力

9.1 連携協力の方針

事業の実施にあたり、利用者、地域住民、関連機関等との連携協力について方針が策定されていること

登録制度見直しに伴う博物館定義等の再考について

WG 座長 浜田弘明

1 博物館関連団体のヒアリングを受けて

- ・今回、書面のみのもも含め、13団体のヒアリングを受け、改めて博物館の多様性を認識することができた。
- ・各館が取り扱う資料は、実物・標本のみならず、生体から観測資料まで多岐にわたるが、資料を収集し、保存し、調査研究し、人々に公開し、教育を行うという点においては、すべての館種に共通していることを確認した。
- ・各館とも、それぞれ立派に博物館活動をしていながら、登録博物館ではないことから、自らは博物館ではないと考える施設もあるように感じられた。それは、現行の博物館法が、登録博物館を前提としたものになっていることが関係していると思われる。
- ・博物館専門職の考え方や営利・非営利の考え方についても、館種によって異なることも改めて確認できた。
- ・新たな登録制度を考える上で、博物館法が対象とする博物館の範囲や機能、つまり、博物館の定義についての再考が求められている。合わせて、博物館全体の質的向上（博物館の底上げ・盛り立て）を図るためには、各種のインセンティブとセットの形で新たな登録（認証）制度を検討することが必要であると感じた。

2 なぜ博物館法の見直しが必要なのか

(1) 博物館法の役割の再考

- ・戦後、博物館に関する法律が整備され、紐づけされた税制優遇・補助金制度などが後押しとなり、日本の博物館数は飛躍的に増加した。法制定当時（1951年）、200館余りに過ぎなかった博物館数は、統計上の類似施設を含めると現在（2018年）は、図書館数を大きく超える5,738館を数え、国民に身近な施設となっている。
- ・図書館法と異なり博物館法では、私立館の存在から、遊園地化や営利化を防ぐために登録制度が導入され、実質的には「登録博物館法」として機能してきた。博物館の水準を維持するために設けられた登録制度は、一定の役割を果たしてきたと言える。
- ・博物館は、教育基本法の理念に基づき、社会における幅の広い学びを担い、人々の知的好奇心を刺激し、社会教育の強力な担い手として機能してきた。今後は、さらに博

博物館資料と密接にかかわる文化財保護法、博物館振興策とかかわりの深い文化芸術基本法との関係性も考慮しつつ、博物館の社会的意義や使命を考える必要がある。

(2) 博物館建設の時代から博物館淘汰の時代の中で

- ・法制定以来 70 年で、博物館数は 200 館余りに過ぎなかった博物館数は 5,738 館を数えるに至ったものの、21 世紀を迎え、平成の大合併や経済不況などのあおりを受け、博物館は、建設・拡大の時代から淘汰・縮小の時代へと変化している。
- ・博物館数の増加と多様化が進む中で、登録制度は形骸化し、登録率は 16% (914 館) に過ぎず、当初の目的が達成されているとは言えない。また、文化財保護法との関係性から、国立博物館が登録博物館から除外されてきたことは、博物館政策や国民の博物館理解に不整合を生んでいる。国民的視点から見て、国立博物館が登録博物館となれないことは、不自然極まりないといえる。
- ・1955 年の法改正で、法から除外されていた国立博物館を相当施設と位置付けたことは法の意義を高めたと思われるが、博物館を登録館と相当館に複層化してしまったことは否めない。この時に定められた、相当施設の適用を受ける館も 6%あまり (372 館) に過ぎず、登録制度を後押しているとは言い難い。
- ・結果的に、博物館法の適用を受けない博物館が 78% (4,452 館) 近くに達しており、今後、真の博物館の「底上げ」や「盛り立て」を推進して行くためには、法律上の博物館の概念を再検討する必要が生じている。

(3) 展示観覧施設から市民の拠り所となる博物館時代の中で

- ・博物館法が制定された 1950 年代は、博物館と言えば、国民的には敷居の高い展示観覧施設というのが実態であった。定義の「展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供」するという表現も、それを示すものと言えよう。国語辞典の『広辞苑』の解説も、まさにそのようになっていて、今日の博物館の実態から乖離していると言わざるを得ない。
- ・一例ではあるが、1976 年に開館した平塚市博物館（神奈川県）は、その概念を大きく変えるものであった。1970 年代後半以降は、展示を主体とする博物館づくりから、市民活動を主体とする博物館づくりへと転換が図られ、この考え方は「地域博物館」として定着し、その後の市町村が設置する博物館のモデルとなっている。
- ・現行定義で博物館は、「(一般公衆の) 教養、調査研究、レクリエーション等の資するために必要な事業を行」う施設であるとしているが、今日の地域博物館は、地域住民 (市民) 自らが学ぶ拠点、地域文化の発信拠点として機能し、「一般公衆」に支えられる形で活動が成り立っており、もはやこの定義に収まりきらないものとなっている。
- ・今日、多くの「地域博物館」では、市民を主体とした博物館活動が推進され、地域課題解

決の場、地域文化活動のハブとして機能している。今日の博物館は、単に市民（国民）向けの事業を行う施設という枠を超え、地域の文化的拠点となっていることを再認識する必要がある。

- ・地域や社会の文化的拠点としての博物館の役割は、文化芸術基本法に基づく国内の文化政策のみならず、ICOM や UNESCO 等における国際的な議論においても主流化しつつあり、未来志向の博物館の役割を果たすためにも、現行法による博物館の規定は限定的かつ不十分である。

(4) 学芸員と市民との関係性の中で

- ・博物館が市民（国民）とともに活動していく上で中核となるのは、専門職の学芸員である。博物館が、法の目的に掲げる「国民の教育、学術及び文化の発展に寄与する」ためには、学芸員の存在は欠くことが出来ないが、現行法において、登録博物館以外では、学芸員有資格者が学芸業務に従事しているに過ぎないという法と学芸員制度との乖離がある。
- ・博物館が、市民が抱える地域の諸課題を解決する場となるためには、学芸員の調査研究は資料の枠を超え、その背景となっている「地域性」や「テーマ性」の視点を欠くことができなくなっている。博物館の事業に掲げる、学芸員の調査研究の範囲を「博物館資料に関する」ものに限定していることは、もはや時代遅れと言わざるを得ない。
- ・学芸員がつかさどる専門的事項に、「展示」以外の「教育」活動が明示されていないことも、今日的博物館から乖離していると言わざるを得ない。

3 これまでの論議から見直すべき内容

(1) 登録制度の見直しに伴う改正部分

- ・これまでの審議から、現行法にある第5章（第29条）の相当施設制度は廃止し、第2章の新たな登録制度の中で、国立博物館等の位置づけの見直しを図ることになる。それに伴い、第2条（定義）並びに第3章、第4章の公立博物館、私立博物館という区分についても見直しが必要となってくる。
- ・登録制度の見直しに当たり、新たに国立博物館の章を設けるか、あるいは指定管理者制度等導入の現状を踏まえ、従来の設置者区分ではなく運営者等による区分もあり得る。
- ・審議経過報告で述べた5つの「博物館に求められる役割」に加え、国民的に博物館への認識や関心を高めてもらうために、市民社会における博物館の存在意義や、博物館活動への市民参画、市民との共同などに関する内容を、前文を設けて表現するか、第1条の目的の中に示して行くことも必要である。
- ・また、各関連団体から意見や ICOM の新たな定義付けを受け、対象資料、設置者、登録

の表記など、第2条の定義についての見直しも必要となる。

(2) 見直しの方向性

- ・ 以上の見直し点によれば、第1章から第5章までのすべての章にわたっているため、この際に、博物館法全体を見直すこと必要である。
- ・ 今回は登録制度の見直しに中心が置かれ、中期的に学芸員制度の見直しが検討されることとなるため、今回は、「第一次答申」して報告することが今後の審議に続く。
- ・ 館種別団体のヒアリングに加え、地域別博物館関係団体の意見も聞いた上で、登録（認証）の具体的方策やネットワーク形成について検討することが望ましい。また、博物館の運営状況や学芸員の任用形態等の実態について、全国的な悉皆的調査を実施する必要がある。

(3) 法律上の博物館の範囲の再考と課題

- ・ 国立博物館、国・地方独立行政法人博物館、大学博物館等の対象化と、私立博物館設置者（一般財団法人・一般財団法人・宗教法人）限定の見直し。
 - ただし、国際的に非営利が原則の中で、公益性をどのように考えるかは要検討。
- ・ 法律上の博物館は、「登録を受けたもの」だけで果たして良いのか。
 - 博物館の定義、事業に照らして、博物館かどうかを判断する形もあり得る。
また、図書館法には第29条に「図書館同種施設」、社会教育法には第42条に「公民館類似施設」という表記もある。
- ・ 定義に記載されている資料分野「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料」からこぼれるものをどうするか。
 - 「人文科学、社会科学、自然科学、技術・工学、芸術・文学等に関する資料」あるいは、ICOM（国際博物館会議）定義にある「有形、無形の人類の遺産とその環境」という包括的表記も一方策。
- ・ 「資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、合わせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」という定義付けの再考。
 - 「資料の収集、保管、展示・教育、調査・研究を行う機関」と簡略化、または、「自然科学」「育成」で表現される動物園・水族館・植物園を明確にとの意見もある。
- ・ 「博物館資料」に限定されることのない、幅広い調査研究活動の保証や、教育機関でありながら、「展示」以外の「教育」活動の明示がないことの改善も求められる。

以上

博物館機能強化推進事業

背景・課題

博物館は、文化芸術の振興にとどまらず観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野においてもその中核となり得る、国民生活に欠くことのできない施設であり、期待される役割が多様化・高度化する一方で、新たな役割を果たしていくための資金・人材・施設等の基盤はむしろ弱体化しつつあることが指摘されている。このような状況の中、今後の博物館行政の基盤となる法制度の在り方が、改めて問われている。2019年11月、文化審議会に博物館部会を設置し、博物館の制度と運営に関する課題について幅広く検討を開始している。

これからの博物館に求められる役割（5つの方向性）

- ①「まもり、うけつぐ」 資料の保護と文化の保存・継承
- ②「わかちあう」 文化の共有
- ③「はぐくむ」 未来世代への引継ぎ
- ④「むきあう」 社会や地域の課題への対応
- ⑤「いとなむ」 持続可能な経営

博物館法制度の今後の在り方について
(文化審議会博物館部会 令和3年7月)

事業内容

文化審議会博物館部会において「これからの博物館に求められる役割」（5つの方向性）が提示され、これまで博物館が担ってきた基本的な役割とともに、新たに社会的・地域的な課題への対応と、持続可能な経営基盤の確立の必要性が示された。これを踏まえた博物館法の改正を見据えて、本事業では博物館に求められる新たな役割に対応するための先進的な取組を支援し、その内製化と横展開を目指す。また、博物館がこのような新たな役割を担うに当たって必要な組織改革の取組の促進や研修等の新しい博物館制度において国が果たすべき役割を実行するための事業を行う。

(1) Innovate MUSEUM 事業

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（人口減少、社会包摂等）への対応に先進的に取組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。支援に当たっては、活動の自立化・内製化のための経営基盤の確立と横展開まで見据えた計画であることを重視する。さらに、博物館の組織連携・ネットワークの形成を通じた人材・ノウハウ等の共有による課題解決の取組を支援する。

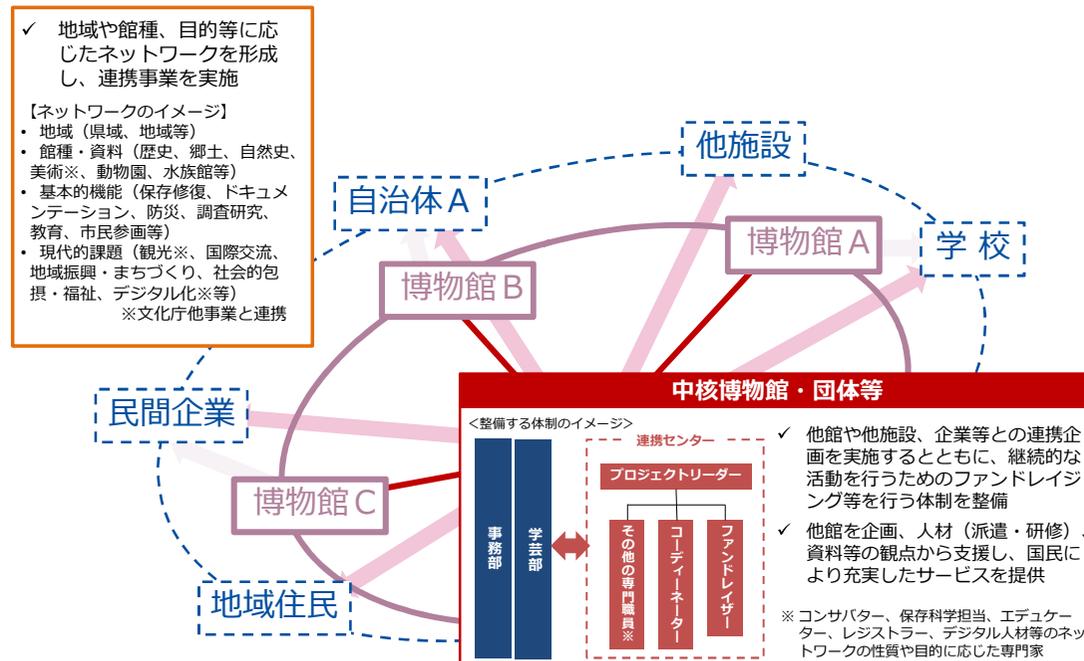
- 件数・単価：①地域課題対応支援事業 45件×5百万円
②ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業 10件×50百万円
- 事業期間：令和4年度～

(2) 博物館の経営改善・機能強化の促進事業

博物館法の改正による制度見直しを見据えて、国として実施する必要のある①経営基盤強化に向けた組織改革の促進、②新制度の実行のための体制整備等を実施する。

- 件数・単価：①経営基盤強化に向けた組織改革の促進 3件×20百万円
②新制度の実行のための体制整備 1件×30百万円
- 事業期間：令和4年度～

博物館ネットワークの形成支援事業の実施体制(イメージ)



文化審議会第3期博物館部会委員名簿

(令和3年4月現在)

(正委員)	
しまたに ひろゆき 島谷 弘幸	九州国立博物館館長
みやざき のりこ 宮崎 法子	実践女子大学教授
(臨時委員)	
いでみつ さちこ 出光 佐千子	公益財団法人出光美術館館長, 青山学院大学准教授
いとう せいいち 伊藤 誠一	美濃加茂市長
うらしま もよ 浦島 茂世	美術ライター
おおさか えりこ 逢坂 恵理子	国立新美術館長
おおした よしゆき 太下 義之	文化政策研究者, 同志社大学教授, 独立行政法人国立美術館理事
かわばた きよし 川端 清司	大阪市立自然史博物館館長
こばやし まり 小林 真理	東京大学教授
ささき ひでひこ 佐々木 秀彦	東京都歴史文化財団事務局企画担当課長
たかだ こうじ 髙田 浩二	海と博物館研究所所長
なかむら いちや 中村 伊知哉	iU (情報経営イノベーション専門職大学) 学長
にしの よしあき 西野 嘉章	東京大学総合研究博物館特任教授
はまだ ひろあき 浜田 弘明	桜美林大学教授 (博物館学)
はんだ まさゆき 半田 昌之	公益財団法人日本博物館協会専務理事
ふるた りょう 古田 亮	東京藝術大学大学美術館教授
やがさき のりこ 矢ヶ崎 紀子	東京女子大学現代教養学部国際社会学科コ ミュニティ構想専攻教授

博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）

2021年7月30日
文化審議会博物館部会

約70年にわたって我が国の博物館の基盤整備に貢献してきた博物館法は、博物館を取り巻く環境が変化する中で、実態からの乖離や現代的課題への対応の必要性が指摘されてきた。2008年に社会教育法等の一部を改正する法律案が成立した際にも、参議院文教科学委員会の附帯決議において、登録制度の見直しの必要性が指摘されている¹。

2017年に公布・施行された文化芸術基本法²は、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものであった。

博物館は、この中核となり得る、国民生活に欠くことのできない施設であり、期待される役割が多様化・高度化する一方で、新たな役割を果たしていくための資金・人材・施設等の基盤はむしろ弱体化しつつあることが指摘されている。

このような状況の中、今後の博物館行政の基盤となる法制度の在り方が、改めて問われている。2018年6月、文部科学省設置法が改正³され、一部を文部科学省が所管していた博物館に関する事務を、文化庁が一括して所管することになったことに伴い、2019年11月、文化審議会に博物館部会を設置し、博物館の制度と運営に関する課題について幅広く検討を開始した。

本とりまとめは、博物館が現代において求められる役割を果たしていくための法制度の在り方等について、博物館部会及びその下に設置した「法制度の在り方に関するワーキンググループ」において行ってきた審議の経過を報告するものである。

¹ 社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（2008年6月3日 参議院文教科学委員会）

「五、博物館については、多様な博物館がそれぞれの特色を発揮しつつ、利用者の視点に立ったより一層のサービスの向上が図られるよう、関係者の理解と協力を得ながら登録制度の見直しに向けた検討を進めるとともに、広域かつ多岐にわたる連携協力を図り、国際的に遜色のない博物館活動を展開できるような環境の醸成に努めること。」

² 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成29年法律第73号）

³ 文部科学省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第51号）

1. これからの博物館に求められる役割

1-1. 国内外の動向

(博物館法における規定)

- 博物館法では、博物館を以下の活動を目的とする機関と定義している。
 - イ) 資料を収集し、保管（育成）し、
 - ロ) 資料を展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、
 - ハ) あわせて、資料に関する調査研究をする
- これら3つの基本的な機能については、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）の勧告¹や国際博物館会議（ICOM）の規約²等においても概ね同様であり、現在においても、国際的に共有されているものである。

(国内の関係する議論)

- 2003年に日本博物館協会がまとめた『博物館の望ましい姿 市民とともに創る新時代博物館』³では、これからの新しい博物館像として、「集めて、伝える」という基本的な活動に加えて、市民とともに資料を「探求」し、知の楽しみを「分かち合う」博物館文化の創造を提言している。資料収集保管、調査研究、展示公開という博物館活動の基盤を強化しつつ、交流、市民参画・連携する学習支援機関としての役割を充実するという方向性が示された。
- 日本博物館協会では、2012年に「博物館の原則」及び「博物館関係者の行動規範」⁴を制定し、全ての博物館に共通する社会的機能の在るべき姿を示す「博物館の原則」を次のように定めている。

博物館の原則

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い活動する。

1. 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。
3. 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し改善を図る。
5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。

1 「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」（2015年11月20日 UNESCO）

2 「イコム規約」（2017年6月改訂 ICOM 日本委員会）

3 「博物館の望ましい姿 市民とともに創る新時代博物館」（2003年3月 財団法人日本博物館協会）

4 「博物館の原則 博物館関係者の行動規範」（2012年7月 日本博物館協会）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">6. 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量的の向上に努める。9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。10. 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。 |
|---|

- また、近年、地域社会において様々な現代的課題へ対応していくに当たって、博物館への期待が高まっている。
- 2001年に成立した文化芸術振興基本法には、「美術館、博物館、図書館等の充実」が規定されており、前述の通り、2017年の改正により、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策が本法の範囲に取り込まれた。
- このような観点から、2020年には文化観光推進法¹が公布・施行された。文化財等の文化資源を有する博物館等を文化観光の拠点施設とし、これらに対して法律や予算上の支援を行うことで、地域における文化・観光・経済の好循環を形成していくことを目指している。
- また、『知的財産推進計画2020』においては、「文化財の新たな活用を図るため、デジタル技術による精密なデータ計測により、発信の強化や精巧なレプリカ作成、コンテンツ制作等の取組を進める」ことが、「施策の方向性」として記載された。
- 動物園、水族館、植物園、プラネタリウム等については、博物館法の制定当時から、博物館として位置づけられ、様々な役割が期待されてきたものであり、近年は、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現という観点からも、重要な役割が期待されている²。これらの館種については、引き続き博物館法における重要な一部として、検討を進めるべきである。

(国際的な議論の動向)

- 国際的な議論に目を向けると、ICOMでは、「博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみ

¹ 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」(令和2年法律第18号)

² 2020年12月に札幌市の「市民動物園会議」から提言された「札幌市動物園条例に関する提言書」においては、動物園等の生物多様性の保全に関わる活動は、公共の利益に合致すると考え、動物園は「現在及び将来世代のために野生動物を保全し、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に寄与すること」を目的とするとしており、今後の動物園等の在り方の参考となるものである。

を目的として収集、保存、調査研究、普及、展示する、公衆に開かれた非営利の常設機関である。」と定義している¹。

- 2015年11月には、UNESCOの第38回総会において、現代の博物館の多様な社会的役割等を保護・促進するための各国の政策立案担当者への勧告²が行われた。ここでは、ミュージアムは「非営利の恒久的なサービス機関」と定義され、その役割について、次のように記載された。

「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」における記載（抜粋） ※ ICOM日本委員会訳

- ・ 文化の伝達や、文化間の対話、学習、討議、研修の場として、教育（フォーマル、インフォーマル、及び生涯学習）や社会的団結、持続可能な発展のためにも重要な役割を担う。
- ・ 文化と自然の遺産の価値と、すべての市民がそれらを保護し継承する責任があるという市民意識を高めるための大きな潜在力を保持する。
- ・ 経済的な発展、とりわけ文化産業や創造産業、また観光を通じた発展をも支援する。
- ・ ミュージアムとコレクションの保護と振興の重要性を喚起し、遺産の保存と保護、文化の多様性の保護と振興、科学的知識の伝達、教育政策、生涯学習と社会の団結、また創造産業や観光経済を通して、ミュージアムとコレクションが持続可能な発展のパートナーであることを確認する。

- また、2019年9月に京都で開催された第25回ICOM総会では、前述のミュージアムの定義の全面的な見直しが議論されるとともに、ICOM日本委員会が提出した「文化をつなぐミュージアム（Museums as Cultural Hubs）」の理念の徹底等の決議が採択された。定義については、慎重な意見が多く出されたことから、改正に至っていない。

ICOM京都大会で提案された新しい博物館の定義案 ※ 日本博物館協会仮訳

博物館は、過去と未来についての批判的な対話のための、民主化を促し、包摂的で、様々な声に耳を傾ける空間である。博物館は、現在の紛争や課題を認識しそれらに対処しつつ、社会に託された人類が作った物や標本を保管し、未来の世代のために多様な記憶を保護するとともに、すべての人々に遺産に対する平等な権利と平等な利用を保証する。博物館は営利を目的としない。博物館は開かれた公明正大な存在であり、人間の尊厳と社会正義、世界全体の平等と地球全体の幸福に寄与することを目的として、多様な共同体と手を携えて収集、保管、研究、解説、展示の活動、ならびに世界についての理解を高めるための活動を行うものである。

- これらの国内外の議論を総括すると、現代において、博物館は、収集・保管、

¹ 「イコム規約」（2017年6月改訂 ICOM日本委員会）

² 「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」（2015年11月20日 UNESCO）

展示・教育、調査・研究という3つの基本的機能を発揮することで、いわば「文化の結節点」として、以下の通り、現代社会における様々な事柄を「つなぐ」ことが期待されているといえる。

- ・既知と未知をつなぐ（触発、創造）

提示した資料・情報の価値にふれ、インスピレーションを得て、新たな価値を生み出す。

- ・知識・経験をつなぐ（探究、創発）

整理・公開した資料・情報を、学びの糧として探究を深める。

- ・世代をつなぐ（多世代交流、伝承）

過去から引き継いだ知識や経験を、世代を超えてわかちあい、同時代を共有できない未来の世代につなげる。

- ・人びとをつなぐ（交流、共創）

知る楽しみを通じて繋がりができ、人びとの居場所となり、様々な活動を生む。

- ・多様な文化・分野をつなぐ（多文化理解）

異なる文化との対話が生まれ、学問分野を超えた総合的な知をもたらし、多様な価値観への理解を促す。

- ・地域と人をつなぐ（土地への愛着、地域課題への対応）

資料の研究や調査を通じて、その土地の自然・歴史・文化や特色を学び、その土地で生きることへの誇りや愛着を育むとともに、地域の抱える課題に人びとが向き合うための媒介となる。

- ・住民（ホスト）と来訪者（ゲスト）をつなぐ（観光振興、地域活性化）

蓄積した資料・情報を通じて、地域の魅力や特色を紹介し、地域に関心をもつ人や訪れる人、移り住む人等の理解と、地域との交流を深める。

- ・自然と人間をつなぐ（環境保護）

博物館の活動を通じて、自然環境の理解を促し、環境の保護に貢献する。

（新型コロナウイルス感染症の影響と顕在化した課題）

- 2020年から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症と、それに伴う集客施設の使用制限措置が与えた社会的影響は甚大であった。多くの博物館も休館

や入場制限を余儀なくされた¹。

- この状況は、私たち人類にとって、実物（もの）に触れる感動と、実物（もの）を仲介として他者（ひと）と対話し、文化芸術について学びあうことがいかに重要なことであるかを確認する機会ともなった。人びとが日常生活の中でこのような体験を得ることのできる身近な場として、地域の博物館の重要性が改めて認識されたといえる。
- 他方で、入館者数の減少に伴う入館料収入の激減等により、多くの館は極めて厳しい経営状況に置かれている²。また、入館者数だけを評価の指標とすることや、いわゆる「ブロックバスター展」に依存する経営の限界を指摘する声もあり、博物館は、デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築や、魅力の発信など多様なアプローチを模索している。
- 特に、デジタル技術を活用したコレクションのデジタル・アーカイブ化と、インターネットを通じた教育・コミュニケーション活動は、ミュージアムの社会的役割を全うするためにも必要かつ有効であるということが改めて認識された³。
- 新型コロナウイルス感染症をめぐる一連の経験は、博物館の本質的な価値を改めて認識する契機となった一方で、これまで博物館が緩やかに対応を迫られつつあった課題を浮き彫りにし、課題への対応を喫緊のものにしたといえる。

1-2. これからの博物館に求められる役割

（現代社会における博物館の存在意義）

¹ 2020年の緊急事態宣言下では、全国の博物館の約9割が一定期間の休館を行った。（「新型コロナウイルスはどの程度博物館にダメージを与えたか -緊急アンケート調査結果報告」 日本博物館協会 「博物館研究」令和3年4月号）

² 2019年と2020年の比較で、開館日数が約20%、入館者が約60%、入館料収入が約55%減少した。（「新型コロナウイルスはどの程度博物館にダメージを与えたか -緊急アンケート調査結果報告」 日本博物館協会 「博物館研究」令和3年4月号）

³ 2021年4月には、UNESCOが世界のミュージアムに新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらした影響に関する報告書「Museums Around the World in the Face of COVID-19」を編集・発行している。同報告書では、「デジタル・テクノロジーの役割の拡大」に一節を割き、デジタル化を実施してコレクションの棚卸しを行い、教育やアウトリーチを支援することを求めている。また、同報告書ではミュージアムに対する公的支援の重要性についても警鐘を鳴らしており、早急な対策がなければ、国の文化政策におけるミュージアムの位置づけが危うくなる可能性があることを指摘している。

- このように、博物館法の制定から 70 年が経過し、博物館に求められる役割は大きく拡大し、多様化し、また高度化している。
- 博物館は、その多様な資料を通じて、人びとが過去を学び、現在を多角的に理解し、未来を客観的・理論的に見通すとともに、人びとが自らのアイデンティティーを形成し、確認する場である。
- 博物館は、生涯学習・社会教育機関としてすべての人びとに開かれた施設であり、市民参画や市民との協働を通じて、資料である「もの」と、「ひと」を結び付け、「もの」を介して「ひと」と「ひと」とが結びつくコミュニケーションの場である。
- 博物館は、高度で専門的な調査研究を行うことにより、館蔵資料のみならず広く資料の価値を発見し、磨き上げ、その成果を広く市民と共有し、協働することを通じて、学術や文化芸術、教育の発展へ寄与し、新たな価値の創造を促進し、地域への愛着を育む場である。
- 博物館は、地域やそこに住む人びとが、それぞれ直面する様々な社会的課題に対して、資料や活動を通じて共に向き合い、地域社会や人びとの生活をさらに豊かにしていくことのできる場である。
- 博物館は、市民の「知る権利」を保障する。そのために実物資料のみならず、デジタル化された情報の積極的活用と共有を進めていく。

(博物館の基本的使命と今後必要とされる機能、求められる役割)

- これまでの議論を踏まえると、博物館の基本的使命と今後ますます博物館に必要とされる機能は、以下の通り整理される。

<基本的使命>

- ・ 自然と、人類の文化芸術の保存、資料の保護と文化芸術の継承・創造
- ・ 調査研究に基づく情報発信
- ・ 環境・世界の理解促進、生涯学習・社会教育の拠点

<今後必要とされる機能>

- ・ 交流・対話の場
- ・ 市民による創造的活動の促進と支援
- ・ 持続可能な未来について対話・学習する機会の提供
- ・ 健康・幸福、生活の質への貢献

- ・社会的包摂・社会統合への寄与
- ・地域の創生、活性化への貢献
- ・その他の地域社会における社会的課題への対応

○ これらを集約し、これからの博物館に求められる役割として、次の5つの方向性を見出すことができる。

① 「まもり、うけつぐ」 資料の保護と文化の保存・継承

博物館は、自然と人類に関する有形・無形の遺産を資料として収集し、損失リスクから確実に守る。調査研究によって資料の価値を見出し、地域や社会から収集し、資料の価値を高め、これらを系統的に展示し、あるいは情報化して発信することによって、過去から現在、未来へ継承する。

② 「わかちあう」 文化の共有

博物館は、発信する情報を人びとと共有し、共感と共通理解を醸成することで、持続可能な地球環境の維持、創造的で活力ある地域社会づくり、人びとの健康で心豊かな生活に貢献する。

③ 「はぐくむ」 未来世代への引継ぎ

博物館は、生涯学習・社会教育の拠点として多世代の人びとをつなぎ、学びを提供するとともに、現在と未来に生きる世代を育む。

④ 「むきあう」 社会や地域の課題への対応

博物館は、幅広い文化芸術活動をはじめ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他の関連分野・機関と有機的に連携し、社会や地域における様々な課題に向き合う。

⑤ 「いとなむ」 持続可能な経営

博物館は、人的、物的、財源的な基盤を確保し、安定した経営を行うことによって持続して公益の増進を図る。また、使命の達成をめざし、評価・検証することにより改善し、価値を最大化させる。

(必要となる取組)

○ これからの博物館が、その基本的使命を果たしつつ、これからの時代に新たに求められる役割を果たしていくことで、博物館が国民生活により身近で欠かせないものとなり、その社会的価値に対して国・地方公共団体や産業界、個人等が支援・投資し、更に充実した活動を行うための資金・人材・施設等の経営基盤を充実させていく好循環の形成が必要となる。

○ 博物館が、このような求められる役割を果たし、好循環を形成していくため

には、それぞれの館が自らに求められる役割を認識・確認しながら、その活動と経営を改善・向上し続ける必要がある。このために、実態との乖離が指摘されている現行の博物館法における登録制度等を見直し、各館の取組を促進する新たな枠組みを検討すべきである。

- その際、規模の大小にかかわらず、それぞれの館が上記の役割を果たしていくための「底上げ」と、工夫や挑戦を支援し「盛り立て」ていくことが重要である。また、短期的な成果や効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的な視点で評価することについては、特に配慮する必要がある。
- 国や地方公共団体は、これからの時代の博物館に多様かつ高度な役割が求められることを認識し、その役割に応じた適切な支援を行うことが求められる。
- また、資料を実物として保存・継承していくことにとどまらず、体系的に整理・構築したデジタル・アーカイブを、インターネットを通じて情報発信し、その価値を多くの人びとと共有していくことも重要である。

2. 登録制度について

2-1. 現行制度の課題とこれまでの議論

(現行制度の現状と課題)

- 現行法における登録制度・相当施設の指定は、戦後、公立館への補助と私立館への税制上の優遇を行い、全国で博物館を増加させていくという時代背景のもと、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための枠組みとして創設された。
- しかしながら、制定から約70年が経過し、また、当時全国で200館余りにすぎなかった博物館が5,000館を超えるまでになった¹現在、現行制度は以下の課題を抱えていると考えられる。
 - ① 設置者が地方公共団体、一般社団・財団法人等に限定されているため、国・独法、大学、地方独法、株式会社等の場合は登録の対象とならず、設置主体の多様化に対応できていない（ただし、相当施設の指定には、設置者に関する要件はない。）。
 - ② 審査が外形的な基準（学芸員の有無、年間の開館日数、施設の面積等）によって行われており、博物館としての機能や活動の質を問うものとなっていないため、博物館の機能や活動の質の向上にほとんど貢献できていない。登録・相当施設の指定に係る基準のほかに「望ましい基準」が定められているが、その影響力は限定的となっている。
 - ③ 歴史的な経緯から、現在では登録・相当施設の指定に伴う各館のインセンティブが少なくなっており、博物館類似施設を含む我が国の博物館の2割程度しか登録・指定がなされていない（法律で規定されていない博物館類似施設が約8割に上る。）。

(法制度の在り方に関するこれまでの議論)

- 2007年6月に取りまとめられた「新しい時代の博物館制度の在り方について」（これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議。以下、「2007年報告」という。）では、登録制度について、博物館の公益性を明確化する観点から、望ましい博物館像を人々と共有する「登録基準」を設定し、博物館の基本機能と学習支援機能を中心に、実質的な活動内容を審査すること、それに伴い、都道府県等が行う審査に第三者機関が関与すること等が提言された。

¹ 社会教育調査

- しかしながら、翌年の 2008 年に行われた博物館法の改正では、教育基本法の改正を踏まえた規定の整備と、運営状況の評価についての追記等が行われるのみで、2007 年報告の提言内容の大部分が反映されなかったことが、上記の参議院文教科学委員会の附帯決議にもつながった。
- 日本博物館協会においては、2007 年報告を踏まえて、「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」が行われ、基本的方向性の整理と登録基準案の具体化等が行われている¹。
- また、日本学術会議においても、登録制度に関する提言が 2 度にわたって行われた。2017 年 7 月に公表された提言²では、登録博物館と相当施設について、新たな登録制度への一本化が提言された。更に、2020 年 8 月に公表された提言³では、①登録制度から認証制度への転換と、②認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関の設置が提言されている。

2-2. 新しい登録制度の方向性について

(制度の理念と目的)

- 上述の通り、登録制度・相当施設の指定は、博物館が公共的活動を行うための基本的な要件を備えているかどうかを審査することを通じて、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための制度であった。
- 新しい制度は、このような公的支援の対象としての枠組みを明確にすることに加えて、これからの社会において求められる役割を果たしていくため、審査と登録を通じて、各館が自らの活動と経営を改善・向上していくことを促進し、選別や序列化ではなく「底上げ」と「盛り立て」を行うことにより、博物館の発展に寄与するものであるべきである。
- 各館が自らの活動と経営を改善していくことを促進するという観点からは、社会教育調査上「博物館類似施設」と分類されている登録又は相当施設の指定を受けていない施設に対しても、申請を促す支援策を検討する必要がある。
- また、国民にとってこの趣旨がより明確となるよう、博物館に対して「認証」

¹ 「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」報告書 2017 年 3 月 公益財団法人日本博物館協会

² 「提言 21 世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正へ向けて」(2017 年 7 月 日本学術会議)

³ 「提言 博物館法改正へ向けての更なる提言～2017 年提言を踏まえて～」(2020 年 8 月 日本学術会議)

や「認定」といった適切な名称の検討やその明示、積極的な広報活動を行うことが望まれる。

(制度の対象範囲)

- 現在の多様な博物館の在り方に対応するため、設置者の法人類型による制限をできる限りなくし、現在登録制度の対象外となっている国・独立行政法人、大学、地方独立行政法人、民間の法人等についても広く対象とし、法人の形態ではなく、博物館としての活動を評価できるようにすべきである。
- 特に、国・独法が設置する博物館については、今後、単独の館では対応しきれないような課題に対して、地域や設置者の枠を越えて複数の館が連携する際、その中核となるナショナル・センターとしての役割を果たして行くことが期待される。
- 民間の法人が設置する博物館については、博物館として一定のレベルで公益性を担保する必要があることから、このような観点からも審査を行う必要がある。したがって、後述の審査基準には、このような公益性の観点を盛り込む必要がある。
- 公益性の審査に当たっては、財務・経営の状況やその透明性等について考慮する必要が生じると考えられ、設置主体の特性に応じて、どのような財務上の区分を対象とするかや、公益性と透明性をどのように担保するかなどについても検討が必要である。

(審査基準)

- 博物館の活動の質や健全な経営を担保するため、現行制度の外形的な審査から、博物館としての機能や実質的な活動、活動の公益性を評価するものへと転換すべきである。
- 今後、日本博物館協会において具体化が行われた共通基準案を基礎としつつ、共通基準案及び館種別等の特定基準案について、更なる検討を進めていく必要がある。
- 検討に当たっては、いくつかのシナリオを想定したシミュレーションや、多様な館種・規模の博物館、関係団体・組織へのヒアリング等を通じた実現可能性等の検討が求められる。

(審査主体・プロセス)

- 登録や相当施設の指定の審査については、現在、都道府県及び指定都市教育

委員会において行われているが、自治体によって審査基準や質の不統一が指摘されている。上述の審査基準の転換に伴い、その審査の質をどのように標準化し、担保していくかが問題となる。

- 博物館への指導・助言、地域の状況に応じたきめ細かい対応や、各地域における他の行政分野との連携という観点から、審査・登録（認証）は引き続き国及び都道府県・指定都市が担う必要がある。
- 一方で、専門的・技術的な見地からの審査が求められる内容については、審査基準のばらつきや審査の形骸化を防ぎ、専門性を担保するため、第三者性をもった専門家組織（以下、「第三者組織」という。）が一定の関与を行う在り方を検討すべきである。
- このような第三者組織の位置付け（地方公共団体の権限との関係を含む）については、法制上の整理や財政上の支援等について検討を行い、現実的な選択肢を提示した上で、再度議論を行う必要がある。
- また、第三者組織を具体的にどのように組織するかについては、関係団体との調整も必要となると考えられる。

（審査時の状態を維持・向上させる仕組み）

- 現行の登録制度は、登録要件に係る事項に変更があった場合に博物館が都道府県等へ届出を行い、登録の要件を欠くに至った場合には、登録の取消が行われることとなっているが、例えば、学芸員を配置していない館が登録されたままになっているなど、この仕組みがうまく機能していないと考えられる。
- 審査基準の転換に伴い、登録（認証）の更新制の導入や定期的な報告等により、審査時の状態が維持されていることを確認し、活動と経営の向上を継続的に図るための仕組みについての検討を行うべきである。
- 例えば、更新制を導入するのであれば、その期間については、10年程度が目安となると考えられるが、審査側と申請側両方の手続きに係る負担とのバランスを考慮しつつ、今後詳細な検討が必要である。また、指定管理者制度との関係等も考慮し、設置者及び地方公共団体の判断による柔軟な運用も可能とすることが望ましい。
- このような仕組みの検討に当たっては、各館が自らの活動と経営を改善していくことを促進するという制度の理念に鑑み、改善のための助言・支援を得られるよう配慮する必要がある。

(連動した博物館振興策)

- このような制度の改正を行う前提として、登録（認証）のインセンティブをできる限り拡充することが極めて重要である。
- これまで措置されてきた全ての登録施設に対するインセンティブの拡充を検討していくとともに、新たな視点からの振興策を検討していく必要がある。
- 全ての登録施設に対するインセンティブは、大きく①予算事業や地方交付税における支援の拡大、②税制上の優遇（設置者への優遇や寄附・寄贈に対する優遇）、③他の法令体系と連動した振興策（例えば、手続きの合理化や特別な措置）に分類されるが、今後、関係団体等から広く意見を聴取しつつ、具体的な振興策をひとつひとつ検討していく必要がある。
- 新たな視点からの振興策として、博物館が抱える課題が多様化、複雑化している一方で、各館の資金や人材等のリソースが伸び悩み、あるいは縮小している現状において、複数の館を結び付けるネットワークを形成し、人材等のリソースやノウハウを共有することによって求められる役割を果たしていくための仕組みを提案する。
- ネットワークの形成による振興については、これから博物館に求められる役割をそれぞれの館が持続的に果たしていくための支援策として重要であり、登録制度の刷新を待たず早急に開始し、一定の時間を要すると考えられる各館の体制整備を支援していくことが望ましい。今後、その対象とする分野や支援内容、法的位置付け等について、具体的な検討が必要である。

【分野のイメージ】

- ・ 地域（県域、地域等）
- ・ 館種・資料（総合、歴史、郷土、自然史、科学、美術、動物園、水族館等）
- ・ 基本的機能（保存修復、ドキュメンテーション、防災、調査研究、教育、市民参画等）
- ・ 現代的課題（観光、国際交流、地域振興・まちづくり、社会的包摂・福祉、デジタル化等）

3. 学芸員制度について

(学芸員資格・養成の在り方)

- 学芸員制度については、資格取得者の数に対して、実際に学芸員として採用される者の人数が極端に少ないことや専門的職員としての任用・位置づけの不明確さなど、様々な課題が指摘されている。
- 学芸員制度の今後の在り方については、上記の課題を踏まえて、学芸員に求められる専門的な能力を再定義しつつ、大学の設置する養成課程の状況や博物館現場におけるニーズを総合的に検討する必要があることから、拙速な議論を避け、実態の把握を行いながら、中長期的な課題として、引き続き本部会において検討していく必要がある。
- 現在の学芸員資格よりも高度な資質や経験を認め、その処遇等の改善に資するため、上位の資格を創設すべきであるとの意見もあるが、実際の博物館の現場や養成を行う大学への影響等について、慎重に検討すべきであるとの意見も多くあった。学芸員の高度な専門性を奨励し、その処遇を改善することの必要性は論を俟たないところであり、日本図書館協会が行う「認定司書」のような、法律に基づく資格制度とは異なるかたちでの対応について検討していくことも有効であると考えられる。
- 学芸員補については、法制定時からの大学進学率の向上等の社会的環境の変化を反映した内容とする必要がある。ただし、学芸員補は短期大学における学芸員養成課程修了者の任用にかかる位置付けや、法第5条第3号に基づく試験認定・審査認定における勤務経験としての考慮、社会教育主事補や司書補の勤務経験を学芸員補とみなす運用等により、一定数活用されている実態があるため、現在の活用の実態と改正による行政上の影響等について評価すべきである。
- これらの議論と関連して、博物館の専門的職員としての学芸員とは別に、博物館の活動に関与する者を増やすための方策として、一定の資格を有する者または学芸員有資格者に対して「博物館士」等として資格や称号を付与してはどうかという意見もあった。2020年度より、文部科学省から委託を受けた実施機関が行う社会教育主事講習を修了した者等が「社会教育士」と称することのできる制度¹が開始したところであり、このような動きも参考としつつ、さらに検討を進める必要がある。

¹ 社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第5号）

(学芸員等の専門的職員の配置)

- 博物館に求められる役割が多様化・高度化することに伴い、中核的職員として活躍する学芸員のみならず、館種や規模に応じて、様々な専門的職員が必要となっている。海外の博物館においては、いわゆるキュレーターとは別に、例えば、保存・修理（コンサーベーター、レストアラー）、作品履歴管理（レジストラー）、教育普及（エデュケーター）等の専門人材による分業体制を取ることで、それぞれの専門性を活用している。また、デジタル化やマーケティング、ファンドレイジング等に関する専門人材が活躍する事例もある。
- 国内においても、一部の館でこのような専門人材を雇用する事例があるが、これからの博物館が、多様化・高度化する役割を果たしていくためには、その役割に応じた専門人材の確保が必要であり、新しい登録制度の枠組みの中では、このような観点も重視する必要がある。

(学芸員等の資質向上)

- また、現職の学芸員や上記のような様々な専門的職員をはじめとする博物館職員について、その資質を向上し、もって博物館全体の活動の充実を図ることは喫緊の課題である。多くの地方公共団体や相対的に規模の小さい博物館においては、財政難や人員不足により、出張を伴う研修への出席が困難な場合が多いことなどが指摘されており、研修を行う各主体の役割分担のもと、現職研修の一層の充実を図る必要がある。
- 加えて、登録制度の枠組みを見直すことに伴い、都道府県等の行政職員に対して、研修等の対応が必要になると考えられる。

4. 今後の検討について

- 本とりまとめでは、これから博物館に求められる役割と、その役割を果たして行くための法制度の在り方に関する方向性について、暫定的に提示した。今後、本部会において提示された方向性を踏まえて、法制上の整理や関係省庁との調整を行うとともに、ワーキンググループにおいて地方公共団体や多様な館種・規模の博物館、関係団体・組織へのヒアリングや新たな制度の枠組みにおける対象となる館の数等のシミュレーションといった具体的な検討を行うこと等を通じて、制度設計を具体化していくことが必要となる。
- また、国内外の状況を踏まえて、博物館の定義等の関連する重要な課題についても、今後議論を行う必要がある。
- これら一連の改革を着実に実現させることにより、現代社会において、博物館が求められる様々な役割を果たしていくことを支援し、もって地域社会や人びとの生活が、持続可能な文化的基盤のもと、より創造性に満ちた豊かなものへと発展していくことを期待するものである。

以 上

文化審議会博物館部会 委員名簿

(令和3年4月現在。◎:部会長、○:部会長代理)

(正委員)

- ◎ しまたに ひろゆき 独立行政法人国立文化財機構 理事長,
島谷 弘幸 九州国立博物館長
- みやざき のりこ
宮崎 法子 実践女子大学教授

(臨時委員)

- いでみつ さちこ 公益財団法人出光美術館館長, 青山学院大学准教授
出光 佐千子
- いとう せいいち 美濃加茂市長
伊藤 誠一
- うらしま もよ 美術ライター
浦島 茂世
- おおさか えりこ 国立新美術館長
逢坂 恵理子
- おおした よしゆき 文化政策研究者, 同志社大学教授,
太下 義之 独立行政法人国立美術館理事
- かわばた きよし 大阪市立自然史博物館館長
川端 清司
- こばやし まり 東京大学教授
小林 真理
- ささき ひでひこ 東京都歴史文化財団事務局企画担当課長
佐々木 秀彦
- たかだ こうじ 海と博物館研究所所長
高田 浩二
- なかむら いちや iU (情報経営イノベーション専門職大学) 学長
中村 伊知哉
- にしの よしあき 東京大学総合研究博物館特任教授
西野 嘉章
- はまだ ひろあき 桜美林大学教授 (博物館学)
浜田 弘明
- はんだ まさゆき 公益財団法人日本博物館協会専務理事
半田 昌之
- ふるた りょう 東京藝術大学大学美術館教授
古田 亮
- やがさき のりこ 東京女子大学現代教養学部国際社会学科コミュニ
矢ヶ崎 紀子 ティ構想専攻教授

文化審議会博物館部会
法制度の在り方に関するワーキンググループ 委員名簿

(令和3年2月現在。◎:座長、○:座長代理)

- | | | |
|---|--------------------|--------------------------------------|
| | あおき ゆたか
青木 豊 | 國學院大學教授 |
| | うちだ たけし
内田 剛史 | 早稲田システム開発株式会社 代表取締役 |
| | こばやし まり
小林 真理 | 東京大学教授 |
| | さくま だいすけ
佐久間大輔 | 大阪市立自然史博物館学芸課長 |
| ○ | ささき ひでひこ
佐々木 秀彦 | 東京都歴史文化財団事務局企画担当課長 |
| | たけさこ ゆうこ
竹迫 祐子 | (公財) いわさきちひろ記念事業団事務局長
ちひろ美術館主席学芸員 |
| | しおせ たかゆき
塩瀬 隆之 | 京都大学総合博物館准教授 |
| ◎ | はまだ ひろあき
浜田 弘明 | 桜美林大学教授, 全日本博物館学会副会長 |
| | はら ままこ
原 眞麻子 | 東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理 |
| | ほんだ まさゆき
半田 昌之 | 日本博物館協会専務理事 |